

○玉村町補助金等に関する規則

平成11年3月30日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の申請及び補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金（補助的性格の委託料含む。）
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であつて町長が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 町長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等が町民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われていることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

(法令等の関係)

第4条 補助金等に関しては、法令等に特別の定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の事項を記した書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業

- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業等の効果
- (5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) その他事業ごとに町長の定める事項

2 補助事業等の目的及び内容により前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類について、町長が必要がないと認めるときは、省略することができる。

3 第一項の規定に係わらず、同項に規定する以外の補助金交付申請書の提出があった場合でも、町長は、適当と認められるときは受領することができる。

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付を決定するに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第7条 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容及び経費の配分の変更（町長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、事業変更承認申請書（様式第2号）により町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、事業変更承認申請書（様式第2号）により町長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等完了の予定期日変更、遅延報告書（様式第3号）により町長に報告して、その指示を受けること。

(4) その他町長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認める事項

2 町長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合において必要があるときは、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全額又は一部に相当する金額を町に納付すべき旨の条件を付することができる。

3 補助金等の決定に付する条件は、公正なものでなければならず、補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者等に対し干渉をするものであってはならない。

（決定の通知）

第8条 町長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第4号）により、補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した後において、当該補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、当該通知を受けた日から起算して15日（町長が特に期限を指定したときは、その期限）以内に取下げ願（様式第5号）により町長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第10条 町長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 町長が前項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要

な土地その他の手段を使用することができなくなった場合若しくは補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合に限る。

3 町長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業のうち、次に掲げる経費については、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

5 第8条（決定の通知）の規定は、第1項の処分をした場合について、準用する。

（補助事業等の遂行）

第11条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく町長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等の完了の日（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第6号）に町長の指定する書類及びその他参考となる資料を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第13条 町長は、補助事業等の完了、中止又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等交付確定通知書（様式第7号）により通

知しなければならない。

2 補助金等の額の確定前においても補助金等概算払請求書（様式第8号）により請求があるときは、町長は、補助事業者等に対し概算払又は前払金をすることができる。

3 補助事業者等は、第1項の規定による補助金等交付確定通知書の送付を受けた場合において、交付を受けていない補助金等があるときは、補助金等請求書（様式第9号）により、町長に請求するものとする。

（是非のための措置）

第14条 町長は、補助事業等の完了、中止又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第12条（実績報告）の規定は、前項の規定による命令に従って補助事業者等が必要な措置をした場合について準用する。

（決定の取消）

第15条 町長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第8条（決定の通知）の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第16条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 町長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 3 町長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しをした場合において、特にやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しは、補助事業者等の申請により行うものとする。
- 5 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等の目的及び内容を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となる事項を記載した書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(延滞金)

第17条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

- 2 町長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 前条（補助金等の返還）第4項及び第5項の規定は、前項の規定による延滞金の全部又は一部の免除について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 町長は、補助事業者等が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付する補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次の財産を、町長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産
- (2) 前号に掲げるものの従物

(3) 機械及び重要な器具で、町長の指定するもの

(4) その他町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて指定するもの

2 前項本文の規定にかかわらず、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(立入検査等)

第20条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第21条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて、不当に補助事業者等に対して干渉してはならない。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、補助事業等の内容に即し、別途要綱等を定めることができる。

2 前項の場合において、この規則に定める手続及び様式の一部を変更することができる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年9月24日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規

定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日規則第23号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)玉村町長

(申請者) 住 所
氏 名

(団体の場合は、住所、団体
名、代表者の資格、氏名)

年 度 補 助 金 等 交 付 申 請 書

年度において、補助金等の交付を受けたいので、玉村町補助金等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助事業等の完了の予定期日及び実施の計画
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 補助事業等の経費の配分及び使用方法

備考

補助事業等の内容については、必要に応じ工事設計書、図面等を添付して、その詳細を明らかにすること。

年 月 日

(あて先)玉村町長

(申請者) 住 所
氏 名

(団体の場合は、住所、団体
名、代表者の資格、氏名)

年度(補助事業等の名称記入)
事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け玉村町指令()第 号で補助金等交付の決定を受
けた(補助事業等の名称記入)事業等については、下記理由により変更(中止・廃止)した
いので金 円の追加交付(減額)を承認してください。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助事業等の内容
- 3 補助事業等の完了の予定期日及び実施の計画
- 4 追加交付額(減額)の算出方法
- 5 補助事業等の経費の配分及び使用方法

注 記のうち2、3及び5については、変更前と変更後が対比できるように作成のこと。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)玉村町長

(申請者) 住 所
氏 名

(団体の場合は、住所、団体
名、代表者の資格、氏名)

年度補助事業等完了の予定
期日変更、遅延報告書

年 月 日付け玉村町指令()第 号をもって補助金等の交付決定の通知を受けた補助事業等の実施について、玉村町補助金等に関する規則第7条第1項第3号の規定に基づき報告します。

記

- 1 変更・遅延理由
- 2 変更しようとする期日

完了	変更前	年	月	日
	変更後	年	月	日

様式第4号(第8条関係)

玉村町指令()第 号

補助事業者等の氏名(団体の場合は、団体名)

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度(補助事業等の名称記入)費補助金等については、玉村町補助金等に関する規則第8条の規定により、次の条件をつけ金 円の交付を決定する。

年 月 日

玉村町長 印

- 1 この補助金等の対象となる補助事業等は、年 月 日付け申請のあった 年度(補助事業等の名称記入)とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
 - 2 補助事業等に要する経費及びこれの配分については、申請書のとおりとする。
 - 3 補助事業者等は、補助事業等の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を提出すること。
 - 4 補助事業者等が申請書記載の事業以外の用途に補助金等を使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還すること。
 - 5 補助事業者等は、補助金等について定められた法令・規則・要綱・要領等に従うこと。
 - 6 補助事業者等は、この補助事業にかかる収入、支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類をこの事業完了の翌年から起算して5箇年間整理保存すること。
 - 7 補助事業等の内容及び経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、事業変更承認申請書(様式第2号)により町長の承認を受けること。
 - 8 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、事業変更承認申請書(様式第2号)により町長の承認を受けること。
 - 9 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等完了の予定期日変更、遅延報告書(様式第3号)により町長に報告して、その指示を受けること。
- (注)その他必要に応じ、第7条(補助金等の交付の条件)に規定する内容及びその手続の方法等を記入する。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)玉村町長

(申請者) 住 所
氏 名

(団体の場合は、住所、団体
名、代表者の資格、氏名)

取 下 げ 願

年 月 日付で申請した 年度(補助事業等の名称記入)補助金等
交付申請書を下記により取り下げします。

記

1 取下げ理由

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

(あて先)玉村町長

補助事業者等の住所

氏名

(団体の場合は、住所、団体名、代表者の資格、氏名)

年度補助事業等実績報告書

年 月 日付け玉村町指令()第 号をもって補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等が完了したので、玉村町補助金等に関する規則第12条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の経費の配分及び使用の精算額
- 3 補助事業等の実施期間
- 4 補助事業等の成果

(備考)

補助事業等の成果については、必要に応じ工事設計図書等を添付して、その詳細を明らかにすること。

様式第7号(第13条関係)

玉村町指令()第 号

補助事業者等の氏名(団体の場合は、団体名)

補助金等交付決定通知書

「 年 月 日付けで提出された 年度補助事業等実績報告書(補助事業等の名称記入)に基づき、 年 月 日付け玉村町指令()第 号の交付の決定による補助金等の額は、玉村町補助金等に関する規則第13条の規定により補助金を金 円に確定する。」

又は補助金等の返還を伴う場合は、

「 年 月 日付けで提出された 年度補助事業等実績報告書(補助事業等の名称記入)に基づき、 年 月 日付け玉村町指令()第 号の交付決定による補助金等の額、金 円については、玉村町補助金等に関する規則第13条及び第18条の規定により金 円に確定し、すでに交付した補助金等金 円との差額金 円の返還を命ずる。

なお、返還の期限は、この指令の日から 日以内とする。」

年 月 日

玉村町長

印

様式第8号(第13条関係)

年度(補助事業等の名称記入)
補助金等概算払(前金払)請求書

年 月 日

(あて先)玉村町長

(申請者) 住 所
氏 名

(団体の場合は、住所、団体
名、代表者の資格、氏名)

年 月 日付け玉村町指令()第 号をもって補助金等の交付決定
通知を受けた(補助事業等の名称記入)補助金について、下記のとおり概算払(前金払)を
受けたいので請求します。

記

交付決定額 A	既受領額 B	今回請求 額 C	残 額 A - (B + C)	事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
	金 額	金 額	金 額		
円	円	円	円		

概算払(前金払)を必要とする理由

様式第9号(第13条関係)

年度(補助事業等の名称記入)補助金等
請求書

年 月 日

(あて先)玉村町長

住所
(申請者)
氏名

(団体の場合は、住所、団体
名、代表者の資格、氏名)

年 月 日付け玉村町指令()第 号をもって補助金等の交付確定通知を受けた(補助事業等の名称記入)補助金について、下記のとおり請求します。

記

交付確定額 A	既受領額 B	請求額 A - B	事業完了年月日	備考
	金額	金額		
円	円	円		

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)